

# 行政不服審査法の改善に向けた検討会 最終報告について

## I 概要

平成 26 年に改正された行政不服審査法について、処分に関与しない審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入、不服申立ての手続を審査請求に一元化、審査請求期間の延長等といった制度については、法改正のねらいや目標が一定程度達成されたものと評価できる。

一方、運用面においては、法改正のねらいや目標、制度趣旨に沿った運用が徹底できていない、あるいは、運用が表面的なものとなっているということが課題として見られた。

それらの運用や対応の問題の多くの背景には、共通的な要因があることから、当該要因に重点的に対処しなければならない。また、それらの運用や対応の問題が特に典型的に見られる局面に集中的に対処し、関係主体の意識改革を促進し、全体的な改善につなげていくことが重要である。そのような観点から、今後、積極的な改善を図るべき以下の五つの事項を整理した。（詳細は、「Ⅲ 特に積極的な改善を図るべき事項」参照）

- ①審理手続の担い手の確保・育成
- ②不服申立てに関わる各主体の体制の整備
- ③運用マニュアルに沿った手続の徹底
- ④国民に対する情報提供及び審査庁・処分庁間の連携の推進
- ⑤行政不服審査会等の答申における付言の活用

なお、審査庁によっては、行政不服審査法の趣旨にのっとり、着実に経験を積み重ね、適切な運用が行われている事例も見受けられ、そのような先進的な府省等や地方公共団体の経験や、地方公共団体の枠を超えた積極的な取組については、総務省が横展開を行うべきである。

## Ⅱ 平成 26 年法改正のねらいに対する評価及び見直し内容

### 1. 迅速な救済のねらい

#### (評価)

迅速な救済のねらいについては、不服申立ての手續に要した期間を旧法と単純に比較することは困難であるが、手續の迅速化等のために整備された各制度の運用状況を確認すると、目標が十分に達成されていない以下のような事例も見られる。

- ・ 標準審理期間の設定が進んでいない
- ・ 審査庁と処分庁の相互協力の在り方等に問題が見られる
- ・ 審理員指名が迅速に行われていない
- ・ 処分庁が提出する弁明書の記載や添付資料が不十分である
- ・ 大量の不服申立てが行われた場合の審理手續の併合等を行う際の判断が困難である



#### (見直し内容)

- ・ 標準審理期間については、積極的な設定が望まれる分野及び設定方法の具体例を示して設定を働きかける
- ・ 審査請求人・審査庁・処分庁間の情報提供の在り方をマニュアル等で示す
- ・ 審査庁の事務の遂行に幹部職員が責任をもって当たる体制を整備する
- ・ 弁明書の様式等を作成し、処分庁に対する研修を実施する
- ・ 大量の不服申立てが行われた場合の対応例についてマニュアル等で示す 等

※ 処分庁については、申請によって求められた許認可等を拒否する処分及び不利益処分を行う際には理由の提示が求められることといった行政手続法についての基本的な理解が不足している場合もあり、研修の実施等に当たっては、このような観点も留意する必要がある。

## 2. 制度の活用促進のねらい

### (評価)

制度の活用促進のねらいについては、不服申立てを原則として審査請求に一元化したことについては、客観的かつ公正な審理手続の保障や分かりづらさの解消につながった等の指摘があり、審査請求期間の延長についても、制度の使いやすさの向上につながった等の指摘があるなど、制度の目標は一定程度達成されたといえる。

一方、情報提供の充実については、国民への教示・情報提供や処分に関する説明が不足している等の目標が十分に達成されていない事例や、不服申立人の求めがなくとも、審査庁から、不服申立てを行う際に必要となる情報を積極的に提供した方が良いとの指摘も見られる。



### (見直し内容)

- ・ 審査庁による情報提供が望ましい情報の具体例の提示と制度趣旨の周知徹底
- ・ 国民に対する情報提供や相談対応を行うための案内所の設置
- ・ 不服申立人に対して申立てに係るパンフレットの配布 等

## 3. 公正性の向上のねらい

### (評価)

公正性の向上のねらいについては、審理員制度、第三者機関への諮問といった仕組みについては、公正な審理手続の実施に効果がある、裁決の客観性・公正性の向上に資するとの指摘がある。

また、審査請求人に、口頭意見陳述において処分庁への質問の機会を付与したことや、提出書類等の謄写ができるものとしたことについては、充実した審理に資するものである、権利の拡充に資するものであるとの指摘があるなど、制度の目標は一定程度達成されたといえる。

一方、具体的な運用においては、以下のように目標が十分に達成されていない事例が見られる。

- ・ 審理員の確保が困難、審理員による十分な審理が尽くされていない
- ・ 弁明書、答申書及び裁決書の記載内容が不十分
- ・ 裁決の内容の公表が進んでいない
- ・ 口頭意見陳述及び提出書類等の閲覧権等についての審査庁の案内が不十分、提出書類等の職権交付の充実を図るべき



(見直し内容)

- ・ 審理員候補者・審理員補助者を事前に確保して地域や組織の枠を超えて派遣する仕組みの整備
- ・ 審査庁の審理手続の進行や争点整理の能力を向上させる研修の実施、処分庁の職員に対する研修の実施
- ・ 裁決の内容の円滑な公表に資するマニュアルの作成
- ・ 口頭意見陳述及び提出書類等の閲覧権等に係る審査請求人への案内の在り方や職権交付を行うことが望ましい書類等のマニュアル等における明示
- ・ 行政運営の問題提起や制度面の改善等を促すため、行政不服審査会等の答申書に運用上盛り込まれている付言について、答申書における付言の記載方法を様式等で示す、関係の機関への適切な伝達や、審査庁又は処分庁に望まれる対応をマニュアル等で示す 等

### Ⅲ 特に積極的な改善を図るべき事項

平成 26 年法改正の評価等を踏まえ、今後、特に積極的な改善を図るべき五つの事項は以下のとおりである。

#### ① 審理手続の担い手の確保・育成

各主体において審理手続の担い手を確保し、育成する必要がある。特に、審理員の質の向上のため、具体的かつ実践的な研修を設けることが重要である。

審査庁が国の機関の場合、行審法の運用に責任をもつ幹部職員、審理員や審理員補助者となる職員等は、基本的に上記研修を受講すること等とする。審査庁が地方公共団体の場合、まずは、各地方公共団体が自らの能力で審理手続を完結できるよう、総務省等において、研修の機会の更なる充実を図る等の取組を行うべきである。

#### ② 不服申立てに関わる各主体の体制の整備

①に加え、各主体の体制を整備することも必要である。

審査庁が国の機関の場合、特に、審査庁の事務が複数の部局に分かれている府省等では、大臣官房等の幹部職員による適正運用の確保体制を設けるなど、体制を整備すべきである。審査庁が地方公共団体の場合、審査会事務等を複数の地方公共団体で共同処理する方が効率的な場合もあり、具体例・工夫例を総務省において紹介し、普及させることが考え

られる。その上で、特に小規模な市町村において、上記のような取組を実施してもなお体制整備が困難な場合もあり得ることから、地方公共団体からの相談窓口や、審理員等をサポートする人材を国があっせん・派遣する仕組みを設けるなどの支援を行うことが考えられる。

### ③運用マニュアルに沿った手続の徹底

行政不服審査制度では、法に規定する手続を形式的に実施するのみならず、その趣旨を踏まえた運用を確保する必要があるため、運用の具体的な指針を示し、遵守を促すことが肝要である。

総務省は、本検討会における検討を踏まえて改訂されるマニュアルに従って、国の機関において行審法が厳正に運用されるよう、徹底すべきである。また、地方公共団体に対し、当該マニュアルに即した厳正な運用が確保されることが望まれることを明確にした上で、積極的な情報の提供と助言等を行う必要がある。

### ④国民に対する情報提供及び審査庁・処分庁間の連携の推進

国民に対する情報提供の充実や処分時の説明責任の徹底等を集中的に進めるとともに、審査庁、処分庁による適切な連携を促す。

### ⑤行政不服審査会等の答申における付言の活用

行政不服審査会の答申における付言は、行政運営の問題提起等の観点からなされるものであり、審査庁及び処分庁は、これに対して真摯に対応すべきである。